

印南町大学生等生活応援給付金支給要綱

令和4年11月8日告示

令和4年要綱第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学生等に対し、原油価格や電気・ガス料金、食費等を含む物価高騰等の影響下における学びの機会の継続と生活支援を目的として制定し、給付金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年以上に限る。）、専修学校（専門課程に限る。））に在学している者で、かつ、令和4年11月1日現在において、印南町の住民基本台帳に記載されている者の所得税法（昭和40年法律第33号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）の控除対象扶養親族となっている者、又は印南町の住民基本台帳に記録されている者の健康保険の被扶養者となっている者、又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する修学中の被保険者の特例に該当する者であること。

(2) 前号の規定にかかわらず、町長が特に支給することが適当と認めた者を支給対象者とすることができるものとする。

(申請者)

第3条 給付金を申請できる者は、前条に掲げる者、又は代理人（扶養者に限る。）とする。

(給付額等)

第4条 給付金の額は、大学生等1人につき10万円とし、給付金の支給は1回限りとする。

(給付金の支給申請及び請求)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、印南町大学生等生活応援給付金支給申請書兼請求書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 支給対象者の学生証の写し、又は令和4年11月1日以降に発行された在学証明書の写し
- (2) 支給対象者の健康保険証の写し
- (3) 申請者名義の通帳の写し
- (4) 申請者が代理人の場合、代理人の本人確認書類の写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(給付金の支給決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定しなければならない。

2 給付金の支給の決定をしたときは、速やかに印南町大学生等生活応援給付金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

(申請の期間)

第7条 給付金の申請期間は、令和5年2月28日までとする。

(支給決定の取消し)

第8条 町長は、申請を行った者が偽りその他不正な手段により給付金の支給決定を受けたときは、給付金の支給決定を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。